

令和5年度  
秋田市職員採用試験受験案内書

保育士・学芸員・食品衛生監視員・臨床心理士

秋田市が求める職員像

「市民・地域・組織にとって価値ある職員」

魅力あふれるまちづくりを実現するため、市民・地域・組織にとっての「価値」を常に考え、追求し、高めることのできる職員

- 受付期間 令和5年8月21日(月)～9月1日(金)  
※土曜日および日曜日を除きます。  
※郵送の場合、9月1日(金)までの消印有効です。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 第1次試験 令和5年10月15日(日)
- 試験会場 秋田市役所本庁舎5階 正庁

問い合わせ  
申込書提出先

秋田市総務部人事課(本庁舎4階)  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1  
TEL 018-888-5429  
E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
保育士	5人	公立保育所における保育業務や保育に関する行政事務
学芸員	2人	美術館その他文化施設等における資料の調査・研究、企画展示業務等
食品衛生監視員	1人	食品衛生等における専門技術的業務
臨床心理士	1人	子育て支援、心の健康相談等における専門技術的業務

2 受験資格

(1) 保育士

昭和53年4月2日以降に生まれたかたで、保育士資格を有するかた又は令和5年度中に保育士資格を取得見込みのかた

(2) 学芸員

昭和53年4月2日以降に生まれたかたで、学芸員資格を有するかた又は令和5年度中に学芸員資格を取得見込みのかた

(3) 食品衛生監視員

昭和53年4月2日以降に生まれたかたで、食品衛生監視員の任用資格を有するかた又は令和5年度中に食品衛生監視員の任用資格を取得見込みのかた

(4) 臨床心理士

昭和53年4月2日以降に生まれたかたで、臨床心理士資格を有するかた又は令和5年度中に臨床心理士資格を取得見込みのかた

◆次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 第1次試験

#### (1) 試験日時

集 合	試 験 種 目	試 験 時 間
令和5年10月15日(日) 午前9時40分	一般教養試験(共通)	10時00分～12時00分
	適性検査(共通)	12時10分～12時30分
	専門試験(保育士のみ)	13時30分～15時00分
	論文試験(学芸員のみ)	13時30分～15時00分

#### (2) 試験方法

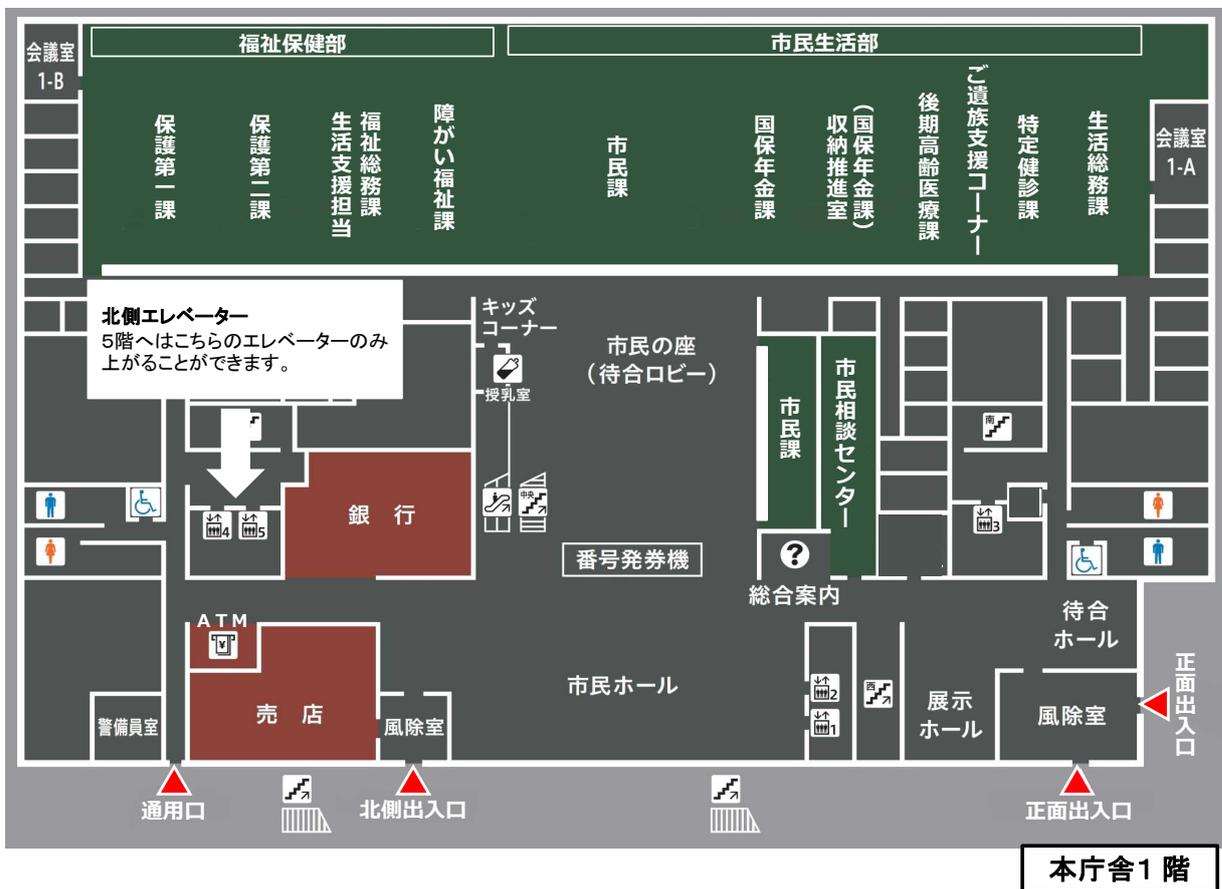
試験区分	試験種目	試験の内容	試験形式
各試験区分 共 通	一般教養試験	時事、社会・人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理および資料解釈に関する能力を問う問題	択一式 (120分)
	適性検査	職場における適応性などについての検査	択一式 (20分)
保育士	専門試験	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む。)	択一式 (90分)
学芸員	論文試験	一般的な事務の遂行に必要な文章による表現力、理解力、文章構成力	記述式 (90分)

※ 基準に満たない試験種目がある場合には、他の試験種目の評価にかかわらず不合格となります。

#### (3) 試験会場

秋田市役所本庁舎5階 正庁 (秋田市山王一丁目1-1)

※第1次試験の際は、次の案内図に従って、会場へお進みください。



#### (4) 第1次試験合格者の発表

令和5年10月27日(金)に受験番号を市本庁舎掲示場(1階正面出入口)および秋田市ホームページに掲示するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

#### 4 第2次試験

##### (1) 試験日

令和5年11月上旬および11月中旬(日時については、第1次試験合格者に文書で通知します。)

##### (2) 試験方法

第1次試験の合格者について、個別面接試験を行います。

#### 5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

#### 6 最終合格発表

令和5年11月下旬に文書で通知します。

#### 7 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票を持参して、人事課に直接お越しください。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです(土・日・祝日は受付しておりません)。

開示請求できるかた	開示内容	開示期間
第1次試験の不合格者	一般教養試験、専門試験、論文試験の各得点および順位	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験の受験者	一般教養試験、専門試験、論文試験の各得点および順位、総合評価	最終合格発表の日から1か月間

## 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者の採用は、令和6年4月1日付けとなります。  
最終合格のほかに補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。  
なお、補欠合格者名簿は令和6年2月末日まで有効です。
- (2) 最終合格者で、資格を取得見込みのかたは、令和5年度中に資格を取得できない場合、採用しません。
- (3) 採用された場合は、給料（初任給は大学新卒の場合、令和5年4月現在で190,096円。このほか秋田市職員給与条例等に基づき、学歴および職歴等を換算して決定します。）のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当等が給与規定により支給されます。  
※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。

## 9 申込み手続および受付期間等

### (1) 申込み手続

#### ■ 提出書類

- 秋田市職員採用試験（保育士・学芸員・食品衛生監視員・臨床心理士）受験申込書および受験票
- 自己申告票

#### ■ 受験申込書等記入要領

- ・ ※印欄以外の必要箇所にもれなく記入し、該当事項は○で囲んでください。
- ・ 受験申込書および自己申告票を自書する場合は、黒のボールペンを用いて丁寧に書いてください。
- ・ 職歴欄は、最近のものから順に記入してください。職歴欄が不足する場合は、任意の様式に別紙として記入しても構いません。
- ・ 受験票裏面の署名欄および郵便はがき宛先部分も忘れずに記入して、切り離して提出してください。また、はがきには、必ず63円分の切手を貼ってください。

#### ■ 申込み

- ・ 郵送する場合は、封筒の表面に赤字で「保育士・学芸員・食品衛生監視員・臨床心理士採用試験受験申込書在中」と記載し、特定記録郵便又は簡易書留郵便で送ってください。普通郵便での事故には対応できません。

※ インターネットからダウンロードした受験申込書で申し込む場合は、ホームページに記載の要領に従って提出してください。

※ 2つ以上の試験区分の申込みはできません。また、申込み受付後は、今年度市が実施する他の採用試験（障がい者を対象とした採用試験を除く。）の申込みはできませんのでご注意ください。

### (2) 受付期間

土曜日・日曜日を除き、令和5年8月21日（月）から9月1日（金）までで、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送の場合は、令和5年9月1日（金）付けの消印まで有効です。

### (3) 受験票の交付

受験票は、受付期間終了後に郵送で交付します。なお、令和5年10月6日（金）まで受験票が届かない場合は、人事課にお問い合わせください。

### (4) 秋田市電子申請・届出サービスから申し込む場合

画面上の受験申込書に入力し、申込内容を確認した上で送信してください。令和5年10月6日（金）までに受験票のダウンロード通知が届かない場合は、人事課にお問い合わせください。  
詳細については、別紙「電子申請・届出サービスによる受験申込について」を参照してください。